

# 復興整備計画

（第4回変更）

七ヶ浜町・宮城県

平成25年3月29日

<p><b>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</b></p>
<p>七ヶ浜町の全域</p>
<p><b>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</b></p>
<p>① 自然と共存するための津波ハザードの意識を住民と共有し、安全で安心なまちづくりを住民とともに構築する。      ② 豊かな自然と調和した特徴ある景観や街並みを本町に受け継がれてきた暮らしの文化として再興する。      ③ 将来の七ヶ浜を担う子供たちを育成するための教育や子育て施設の復興に取り組む。      ④ 地域拠点や中心部のにぎわいを取り戻し、住宅や地域再生と併せ、人と人とのコミュニティを大切にしたまちづくりを展開する。      ⑤ 産業基盤の迅速な復興により、第1次産業をはじめとする本町の特性を生かした産業の活性化に住民とともに取り組む。</p>
<p><b>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</b></p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向      地域コミュニティに配慮しながら、今次津波を想定した新たな居住系拠点（住宅移転地）を集約整備する。住宅移転後の土地については、防災林の整備などにより、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図る。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 津波の危険性の高い、松ヶ浜、菖蒲田浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜の沿岸部は、津波防災緑地や治山事業を活用した防災林の整備のほか、水産業拠点としての業務地とする。</p> <p>② 松ヶ浜、菖蒲田浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜の津波浸水リスクの低い高台の農地や山林を活用し、従前の地域コミュニティに配慮した集団移転先の新たな居住系拠点（住宅団地・災害公営住宅・地区公民分館等）を整備するほか、引き続き被災地に現地再建を希望する世帯のため、嵩上げや内水排除等の対策を講じた居住環境の再整備を行う。</p> <p>③ 津波防災緑地、防災林整備、居住系拠点の整備にあわせ、県道塩釜七ヶ浜多賀城線などの幹線道路の整備を行う。</p> <p>④ 津波の危険性が低い、町役場周辺は、津波復興拠点（公益施設）を整備する。</p> <p>⑤ 地盤沈下した松ヶ浜漁港、菖蒲田漁港については、漁港施設の嵩上げ及び水産関連施設誘致により、漁港機能の回復を図る。</p> <p>⑥ 被災した農地について、がれき撤去、除塩等により、農業基盤の迅速な復旧を図るとともに、転作の必要な農地は、大豆等の転作作物の作付け誘導を行い、豆腐の原料としての利用など、地産地消による高付加価値農業の振興を図り、住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とする。</p> <p>⑦ 沿岸部から市街地への避難路を整備する。</p> <p>⑧ 用地選定にあたっては、地震による地盤の沈下や崩落、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが保安林を極力回避する。</p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1 地区	事業名称：菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし 集団移転促進事業に関する事項：別紙「菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	D-2 地区	事業名称：松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし、同年12月21日に第1回変更同意 集団移転促進事業に関する事項：別紙「松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	D-3 地区	事業名称：花渚浜笹山地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年8月15日に国土交通大臣同意、同年12月21日に第1回変更同意

(4) 集団移転促進事業	D-4 地区	事業名称：吉田浜台地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業に関する事項：別紙「吉田浜台地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	D-5 地区	事業名称：代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業に関する事項：別紙「代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	M-1 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（菖蒲田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度

(13)その他施設の整備に関する事業	M-2 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（松ヶ浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-3 地区	事業名称：地区避難所整備事業（松ヶ浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-4 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（花淵浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-5 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-6 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（代ヶ崎浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	M-7 地区	事業名称：地区避難所整備事業（代ヶ崎浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）							
平成24年度から平成27年度まで							
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）							
4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	D-3地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3.3ha	
			地域森林計画区域	変更		3.3ha	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

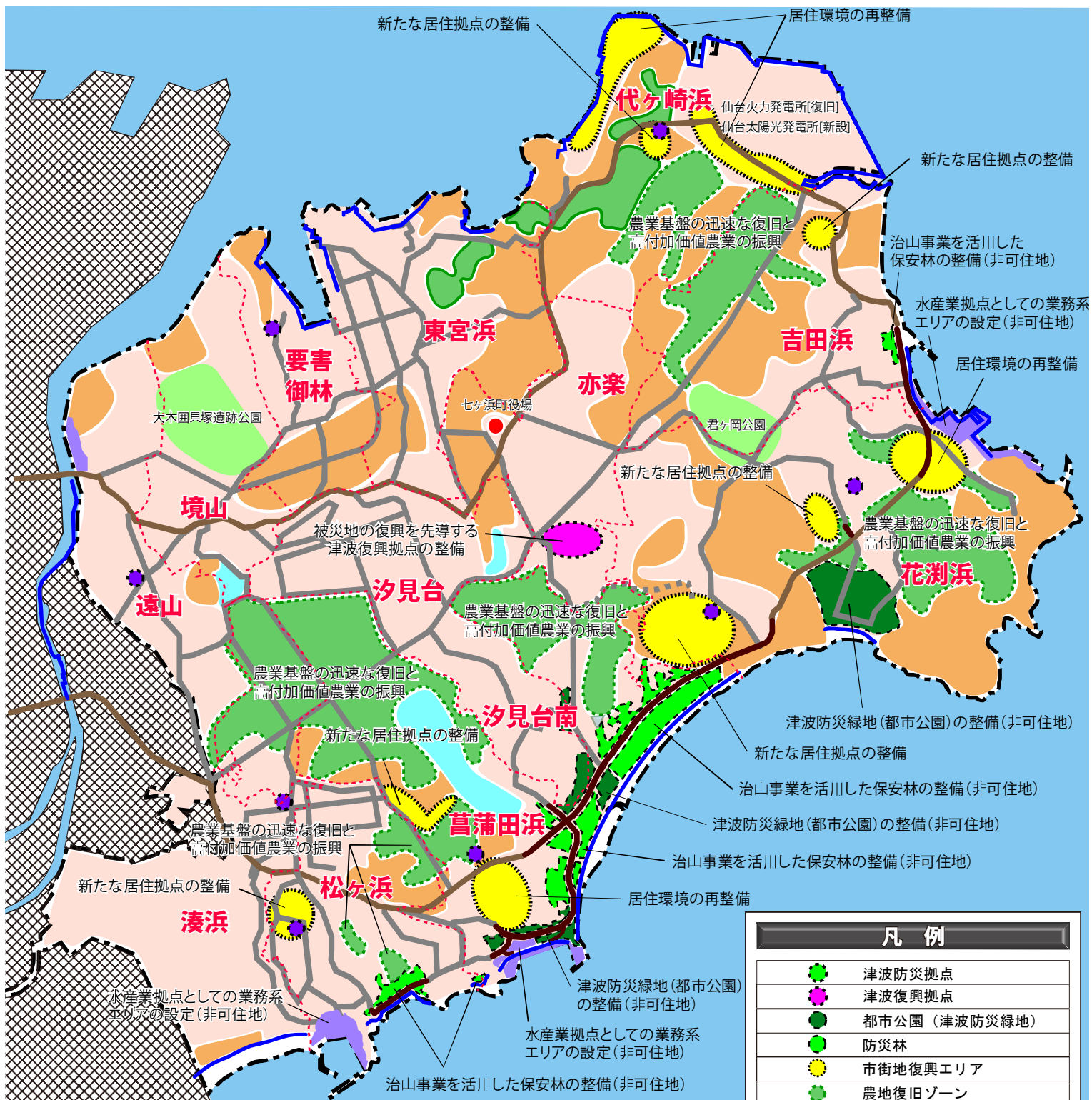
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画法事 業の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	集団移転促進事業 [菖蒲田浜中田地区]	D-1 地区	○	○									
			○										
2	集団移転促進事業 [松ヶ浜西原地区] 及びその他施設 の整備に関する 事業 [災害公営住宅整備事 業：松ヶ浜地区] [地区避難所整備事 業：松ヶ浜地区]	D-2 M-2 M-3 地区	○	○									
			○										
3	集団移転促進事業 [花淵浜笹山地区]	D-3 地区		○									
4	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事 業：菖蒲田浜地区]	M-1 地区	○										
			○										
5	集団移転促進事業 [代ヶ崎浜立花地区] 及びその他施設 の整備に関する 事業 [災害公営住宅整備事 業：代ヶ崎浜地区] [地区避難所整備事 業：代ヶ崎浜地区]	D-5 M-6 M-7 地区	○										

6	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：花渕浜地区]	M-4 地区	○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する



# 土地利用構想図

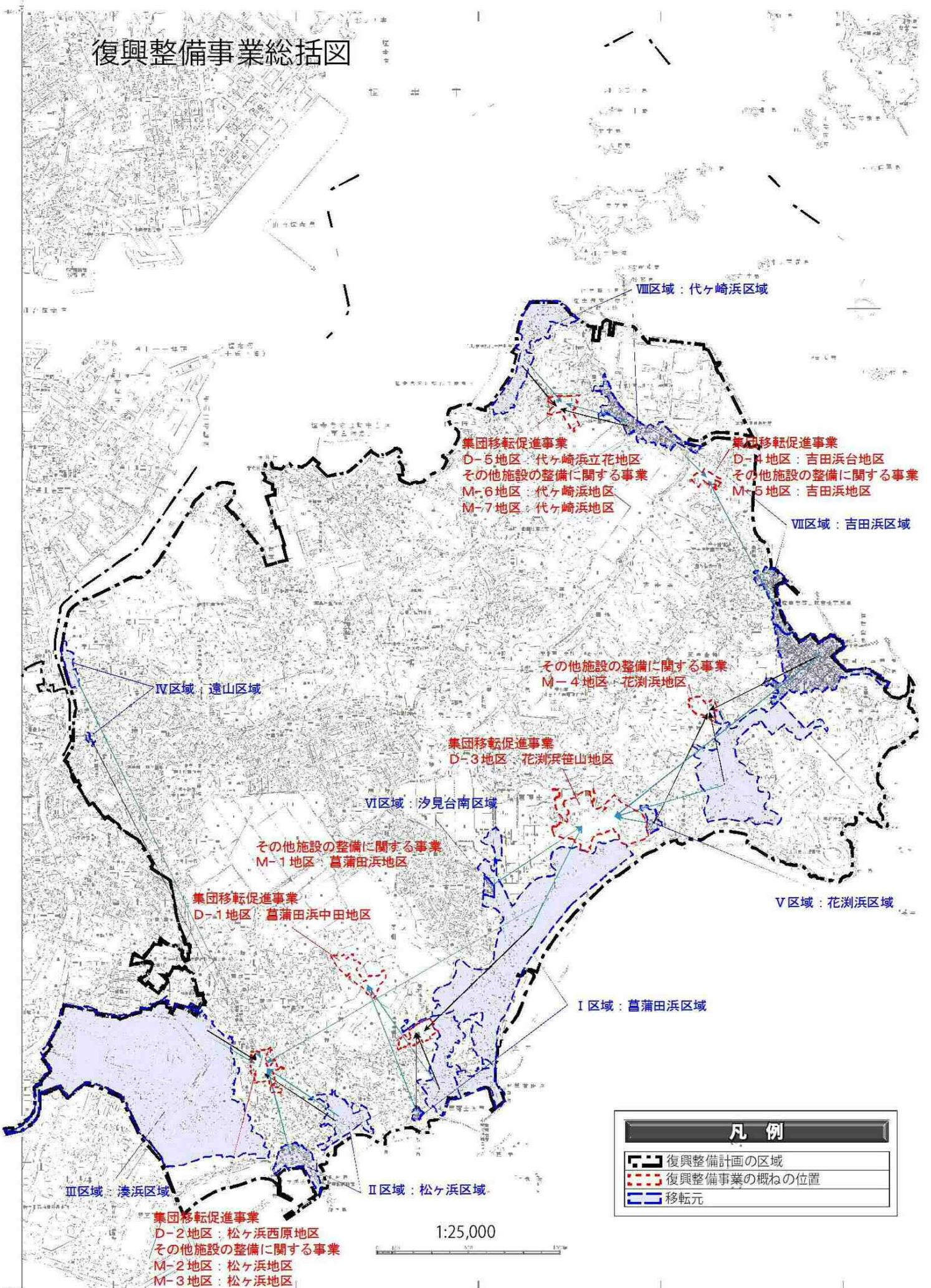


凡例	
	津波防災拠点
	津波復興拠点
	都市公園（津波防災緑地）
	防災林
	市街地復興エリア
	農地復旧ゾーン
	業務ゾーン
	地区避難所の再整備
	防波堤の嵩上げ
	道路整備（法線変更・拡幅等）
	既存道路
	既存道路（県道）
	既成市街地ゾーン
	農地復興ゾーン
	山林
	行政界

縮尺 1/25,000



# 復興整備事業総括図



VIII区域：代ヶ崎浜区域

集団移転促進事業  
D-5地区：代ヶ崎浜立花地区  
その他施設の整備に関する事業  
M-6地区：代ヶ崎浜地区  
M-7地区：代ヶ崎浜地区

集団移転促進事業  
D-4地区：吉田浜台地区  
その他施設の整備に関する事業  
M-5地区：吉田浜地区

VII区域：吉田浜区域

その他施設の整備に関する事業  
M-4地区：花洲浜地区

集団移転促進事業  
D-3地区：花洲浜笹山地区

VI区域：汐見台南区域

その他施設の整備に関する事業  
M-1地区：菖蒲田浜地区

集団移転促進事業  
D-1地区：菖蒲田浜中田地区

V区域：花洲浜区域

I区域：菖蒲田浜区域

III区域：湊浜区域

II区域：松ヶ浜区域

集団移転促進事業  
D-2地区：松ヶ浜西原地区  
その他施設の整備に関する事業  
M-2地区：松ヶ浜地区  
M-3地区：松ヶ浜地区

1:25,000

凡例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの位置
	移転元

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	菖蒲田浜地区	宮城郡七ヶ浜町

図面記号
M-1地区

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
			別紙のとおり				
	計	9,771 m <sup>2</sup> (田 2,937m <sup>2</sup> 畑 6,834m <sup>2</sup> )					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>土砂の流出その他の被害防除</p> <p>土砂の流出防止としては、法面を安定勾配とすることとしており、また、法面を設けられない部分は擁壁を配置する。周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</p>						

## (別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	11-1	畑	畑	1,837	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	12	畑	畑	716	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	17-1	畑	畑	236	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	29	畑	畑	1,801	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	32	畑	畑	1,035	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	37	田	田	560	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	39	畑	畑	1,209	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	40	田	田	409	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	42	田	田	612	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	43-3	田	田	663	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	43-5	田	田	253	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合	52-1	田	田	440	農振地域内 農用地区域外	市街化調整区域
計 12 筆 9,771 ㎡ (田 2,937 ㎡、畑 6,834 ㎡)						